

# 排出事業者責任に基づく措置 に係るチェックリスト

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

平成29年6月  
(令和5年3月一部改訂)

### 3. 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

- ・ 本チェックリストのほか、都道府県等の条例等により、排出事業者が適正処理を確保する上で必要な措置等を規定している場合もあるため、確認する必要があります。
- ・ 本チェックリストの使用に際しては、自社の業種、廃棄物の種類や処理工程等及び自治体の条例等に合わせ、適宜、項目を追加する等の工夫をして活用することも考えられます。

#### 3-1 排出時

項目	チェック内容	確認
廃棄物該当性	各種判断要素（物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等）により総合的に判断しているか。 【法第2条第1項等】	適 ・ 否
廃棄物の分別	産業廃棄物と一般廃棄物に分別しているか。 【法第2条第2項等】	適 ・ 否
	産業廃棄物の種類毎又は名称毎に分別しているか。 【法第2条第4項等】	適 ・ 否
	特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物に分別しているか。 【法第2条第5項等】	適 ・ 否
特別管理 産業廃棄物 管理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているか。 【法第12条の2第8項】	適 ・ 否
	資格を有しているか。 【法第12条の2第9項等】	適 ・ 否

#### 3-2 保管

項目	チェック内容	確認
保管基準	保管場所の状況の確認 【法第12条第2項、規則第8条第1号等】	-
	囲いを設置しているか。	適 ・ 否
	掲示板を設置しているか。	適 ・ 否
	飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止措置の確認	-

	【法第 12 条第 2 項、規則第 8 条第 2 号等】	
	汚水が生ずるおそれがある場合、公共水域等の汚染防止のために必要な排水溝等の設置をするとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	適 ・ 否
	屋外において容器を用いずに保管する場合、積上げ高さは適正か。	適 ・ 否
	その他必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしているか。	適 ・ 否
	【法第 12 条第 2 項、規則第 8 条第 3 号等】	
	石綿含有産業廃棄物に対する必要な措置の確認	-
	【法第 12 条第 2 項、規則第 8 条第 4 号】	
	他の物と混合するおそれがないように仕切り等を設けているか。	適 ・ 否
	覆いを設けることや梱包等により飛散防止措置を講じているか。	適 ・ 否
	水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じているか*。	適 ・ 否
	【法第 12 条第 2 項、規則第 8 条第 5 号】	
	特別管理産業廃棄物に対する必要な措置の確認	-
	【法第 12 条の 2 第 2 項、規則第 8 条の 13 第 4 号及び第 5 号】	
	他の物と混合するおそれがないように仕切り等を設けているか。	適 ・ 否
	特別管理産業廃棄物の種類に応じた措置を講じているか。	適 ・ 否

\* 平成 29 年 10 月 1 日施行

### 3-3 委託処理

#### ① 廃棄物引渡し前

下記項目について、収集運搬委託及び処分委託の際、それぞれ確認する必要があります。

項目	チェック内容	確認
委託先の要件	産業廃棄物処理業の許可等を有しているか。 【法第 12 条第 5 項等】	適 ・ 否
	(優良産業廃棄物処理業者であるかを考慮しているか。)* 1	適 ・ 否
委託基準	委託する産業廃棄物の処理が委託先の事業の範囲に含まれ	適 ・ 否

	ているか。 【法第12条第6項、令第6条の2第1号及び第2号等】	
	(委託先の処理能力や処理工程等に照らし、委託する産業廃棄物が適正に処理できることを、処理施設の実地確認等を含め確認しているか。) ※1	適 ・ 否
	特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、あらかじめ、種類や数量等を文書で通知しているか。 【法第12条の2第6項、令第6条の6】	適 ・ 否
	委託契約の確認 【法第12条第6項、令第6条の2第4号、規則第8条の4及び第8条の4の2等】	-
	収集運搬業者、処分業者それぞれと直接契約しているか。	適 ・ 否
	契約内容について自ら決定したか。	適 ・ 否
	書面※2による契約をしているか。	適 ・ 否
	委託契約書の法定記載事項の確認	-
	産業廃棄物の種類及び数量	適 ・ 否
	委託契約の有効期間	適 ・ 否
	支払う料金	適 ・ 否
	(産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担しているか。) ※3	適 ・ 否
	適正処理のために必要な事項(性状や荷姿等)に関する情報(廃棄物データシート(WDS)を委託契約書に添付) ※1	適 ・ 否
	運搬を委託する際の個別事項(運搬の最終目的地等)	適 ・ 否
	処分を委託する際の個別事項(処分等の場所等)	適 ・ 否
	その他	適 ・ 否
	委託契約書に許可証等の写しが添付されているか。	適 ・ 否
	委託契約書等を保存しているか。 【法第12条第6項、令第6条の2第5号、規則第8条の4の3等】	適 ・ 否

※1 法定事項ではありませんが、排出事業者責任を果たし、適正処理を確保する上で、重要な項目です。

※2 関係団体が委託契約書のひな形を作成しているので、参考にしてください。

※3 委託基準には該当しませんが、処理委託に際して、適正な対価を負担していないときは、措置命令(法第19条の6)の対象となる可能性があります。

## ② 廃棄物引渡し時

項目	チェック内容	確認
産業廃棄物 管理票 (紙マニフェ スト)	管理票の交付状況の確認 【法第12条の3第1項、規則第8条の20】	-
	産業廃棄物の種類ごとに交付しているか。	適 ・ 否
	運搬先ごとに交付しているか。	適 ・ 否
	産業廃棄物の種類、数量、及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認した上、交付しているか。	適 ・ 否
	管理票の法定記載事項の確認 【法第12条の3第1項、規則第8条の21】	-
	交付年月日及び交付番号	適 ・ 否
	氏名又は名称及び住所	適 ・ 否
	排出事業場の名称及び所在地	適 ・ 否
	交付担当者の氏名	適 ・ 否
	受託者の住所	適 ・ 否
	運搬先の事業場の名称及び所在地等	適 ・ 否
荷姿	適 ・ 否	
最終処分を行う場所の所在地	適 ・ 否	
その他	適 ・ 否	
交付した管理票の写しを保存しているか（交付日から5年）。 【法第12条の3第2項、規則第8条の21の2】	適 ・ 否	
電子マニフェスト	速やかに（遅くとも引渡し後3日以内）情報処理センターへ登録しているか。 【法第12条の5第1項、規則第8条の31の3】	適 ・ 否

## ③ 廃棄物引渡し後

項目	チェック内容	確認
処理状況 の確認	処理状況の確認をしているか。 <sup>※4、※5</sup> 【法第12条第7項等】	適 ・ 否
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託先の処理施設の実地確認</li> <li>・ 優良産業廃棄物処理業者に処理委託している場合等、処理状況や処理施設の維持管理の状況に関する情報の確認</li> <li>・ 複数の排出事業者での共同実施を含むデジタル技術の活用による実質的な確認が可能な事項の遠隔確認</li> </ul>	
	処理状況を確認した結果、適正処理のために必要な措置を講じているか。	適 ・ 否

- ※4 努力義務ではありますが、排出事業者責任を果たし、適正処理を確保する上で、重要な項目です。
- ※5 処理状況の確認については、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が実地確認のためのチェックリスト（建設廃棄物適正処理推進プログラムチェックリスト、産業廃棄物処理業 廃棄食品 実地確認チェックリスト）を作成しているので、参考にしてください。  
 （全産連ホームページ：<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/program/>  
<https://www.zensanpairen.or.jp/exhaust/checklist/>）

## ④ 処理終了時

項目	チェック内容	確認
産業廃棄物 管理票 (紙マニフェ スト)	運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けたときの確認 【法第 12 条の 3 第 6 項、規則第 8 条の 26 及び第 8 条の 28】	-
	期間内 <sup>※6</sup> に管理票の写しの送付を受けているか。	適 ・ 否
	管理票の写しにより、運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことを確認しているか。	適 ・ 否
	運搬や処分終了日等の記載事項に不審な点はないか。 送付を受けた管理票の写しを保存しているか。（送付を受けた日から 5 年）	適 ・ 否
電子 マニフェスト	期間内 <sup>※6</sup> に運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けていないとき等の確認 【法第 12 条の 3 第 8 項、規則第 8 条の 28 及び第 8 条の 29】	-
	速やかに処理状況を把握しているか。	適 ・ 否
	生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	期間内 <sup>※7</sup> に措置内容等報告書を提出しているか。	適 ・ 否
電子 マニフェスト	情報処理センターから運搬受託者又は処分受託者が運搬又は処分を終了した旨の通知を受けたときの確認 【法第 12 条の 5 第 6 項】	-
	通知により、運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことを確認しているか。	適 ・ 否
	運搬や処分終了日等の登録事項に不審な点はないか。	適 ・ 否
電子 マニフェスト	情報処理センターから運搬受託者又は処分受託者から運搬又は処分を終了した旨の報告を期間内に受けていない旨の通知等を受けたときの確認 【法第 12 条の 5 第 10 項、規則第 8 条の 38】	-

	速やかに処理状況を把握しているか。	適 ・ 否
	生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	期間内 <sup>※8</sup> に措置内容等報告書を提出しているか。	適 ・ 否

※6 運搬受託者又は処分受託者から送付される管理票の写しは、交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあっては、60日）。処分受託者から送付される最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しは、交付の日から180日

※7 ※6に記載している期間が経過した日から30日以内等

※8 運搬受託者又は処分受託者の運搬又は処分が終了した旨の報告について登録の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る登録にあっては、60日）、処分受託者の最終処分が終了した旨の報告について登録の日から180日が経過した日から30日以内等

### 3-4 その他

項目	チェック内容	確認
自己処理	建設工事に伴い生じる（特別管理）産業廃棄物を事業場の外で保管する場合、あらかじめ、（特別管理）産業廃棄物事業場外保管届出書を提出しているか。 <sup>※9</sup> 【法第12条第3項等】	適 ・ 否
	（特別管理）産業廃棄物収集運搬基準を遵守しているか。 【法第12条第1項、令第6条第1項第1号等】	適 ・ 否
	（特別管理）産業廃棄物処分基準を遵守しているか。 【法第12条第1項、令第6条第1項第2号等】	適 ・ 否
	産業廃棄物処理施設の許可を有しているか。 <sup>※10</sup> 【法第15条第1項、令第7条】	適 ・ 否
	産業廃棄物処理責任者を設置しているか。 【法第12条第8項等】	適 ・ 否
	法定事項を記載した帳簿を備え、保存しているか。（帳簿閉鎖後5年間） 【法第12条第13項等】	適 ・ 否
多量排出事業者 <sup>※11</sup>	（特別管理）産業廃棄物処理計画書を提出しているか。 【法第12条第9項等】	適 ・ 否
	（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書を提出しているか。 【法第12条第10項等】	適 ・ 否
その他	紙マニフェストを使用している場合、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出しているか。 【法第12条の3第7項、規則第8条の27】	適 ・ 否

- ※9 保管の用に供される場所の面積が 300 平方メートル以上に限る。  
なお、当該届出制度については、条例等に基づき各自治体で異なる場合があるため、必要に応じて、関係自治体に相談してください。
- ※10 令第 7 条施設に限る。
- ※11 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が 50 トン以上である事業場）を設置している事業者